

シンボルマーク使用についての よくある質問



Q. ① 著作権は？

A. ① 著作権及び著作者
人格権ともに
神戸市水道局に
帰属しています。



Q. ② 費用はかかるの？

A. ② 意匠の使用にあたり、
費用は発生しません！

ゼロ
0円 ✨



Q. ③ マークのデザインは
変更しても良い？

A. ③ **大きさ**や**色**の変更など、意匠
(変形・脚色)以外のデザインに
関しては任意です。



Q. ④ 手続きは？

A. ④ 使用目的と連絡先を
記載した「**依頼書**」を
提出していただく
だけでOKです！



Q. ⑤ 使い方は？

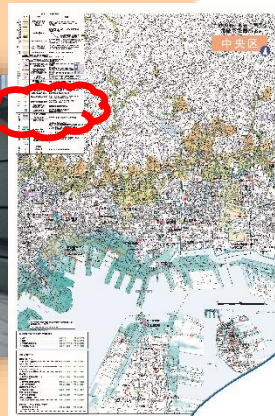
A. ⑤ シンボルマークの
標識を**設置**したり、
防災マップの**凡例**に
使用することで、
市民と**リスクコミュニケーション**
に取り組んでいます。

<使用例>

災害時給水拠点



広報紙KOBE防災特別号
「くらしの防災ガイド」



問い合わせ先



神戸市水道局
技術企画課

078-381-9587

災害時給水拠点シンボルマーク

検索

メールアドレス ⇒ suido_keikaku@city.kobe.lg.jp

KOBE city Waterworks Bureau

